つくば市産業用地整備支援事業に関する条例をここに公布する。

令和８年３月30日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

つくば市条例第19号

つくば市産業用地整備支援事業に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、産業用地整備支援事業に関し必要な事項を定めることにより、産業の集積を図り、もって本市の経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「産業用地整備支援事業」とは、産業用地の整備を行った事業者の負担を軽減するため、当該事業者の公共施設等の設置に要した費用について公共施設等整備負担金（以下「負担金」という。）を交付する事業をいう。

２　この条例において「産業用地」とは、事務所、研究所、工場、データセンターその他これらに類するものの用に供する一団の土地をいう。

３　この条例において「開発事業」とは、市内において、開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）により産業用地の整備を行う事業をいう。

４　この条例において「公共施設等」とは、開発事業に伴い設置される次に掲げる施設であって、開発行為に関する工事の完了に伴い市の管理に属するもの及びその用に供する土地が市に帰属するものをいう。

(1) 都市計画法第４条第14項に規定する公共施設

(2) 水道法（昭和32年法律第177号）第５条第１項第６号の要件を備える配水施設

（負担金交付対象事業）

第３条　負担金の交付の対象となる事業（以下「負担金交付対象事業」という。）は、開発事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

(1) 第６条第１項の規定による負担金交付対象事業の募集（同項を除き、以下「募集」という。）の都度市長が定める地域内における開発事業であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、募集の都度市長が定める要件

（負担金交付対象事業者）

第４条　負担金の交付の対象となる者は、負担金交付対象事業を行う民間事業者（以下「開発事業者」という。）で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 代表者又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業その他負担金の交付の対象として社会通念上適当でないと市長が認める事業を営む者でないこと。

(4) 前３号に掲げるもののほか、募集の都度市長が定める要件

（負担金交付対象経費等）

第５条　負担金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 公共施設等の設置に要した工事費（当該工事の支障となる物件の移転除去工事費を除く。）

(2) 公共施設等の用に供する土地の購入費

２　負担金の額は、前項に規定する費用の全額とする。ただし、募集の都度市長が定める額を限度とする。

（募集等）

第６条　市長は、産業用地整備支援事業の実施に当たっては、開発事業者の募集をするものとする。

２　負担金交付対象事業を行おうとする事業者は、募集に応じ、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

３　市長は、つくば市産業用地整備支援事業審査会に諮問の上、負担金交付対象事業を行う事業者を決定するものとする。

４　前項の規定による決定を受けた事業者は、規則で定めるところにより、負担金交付対象事業の計画について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた計画を変更し、又は廃止する場合も、同様とする。

（決定の取消し）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第３項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により前条第３項の規定による決定又は同条第４項の承認を受けたとき。

(2) 前条第４項の承認を受けた計画と異なる事業を行ったとき。

(3) 第３条各号又は第４条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。